



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 広栄化学工業株式会社  
代表者名 取締役社長 長尾 雅昭  
コード番号 4367 (大証第 2 部)  
問合せ先 総務人事室 (広報)  
(TEL : 06-6961-0252)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月開催予定の第 145 期定時株主総会に議案として上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり定款の変更を行うものであります。

株式会社の機関として定款に定めることを義務づけられたものについて規定上新設するものであります(変更案第 4 条)。

公告の方法について、必要時に機動的な法定内容の周知を行えるようにするため、電子公告を行うことが可能となるよう、所要の改正を行うものであります(変更案第 5 条)。

株券を発行する旨定款に定める必要が生じたので、規定上新設するものであります(変更案第 7 条)。  
基準日の定めについて、定時株主総会の基準日の定めのみになることから、基準日に関する規定を株主総会の章に移設するものであります(現行定款第 10 条第 1 項および変更案第 11 条)。

会社法施行規則によって、株主総会関係書類中所定の部分について当社ホームページ上において開示することが可能になったことから、詳細な情報開示を迅速かつ継続して行うことを可能とするため、規定上新設するものであります(変更案第 15 条)。

会社法の定めにより、書面による取締役会決議を行えることとなりましたので、緊急時等における当社の意思決定を迅速かつ機動的に行うことを可能とするために所要の変更を行うものであります(変更案第 21 条第 3 項)。

当社経営責任の明確化および企業統治体制の充実を目指し、あわせて会社法所要の要件を充足する株式会社は、定款に定めを置くことによって剰余金の配当等を取締役会の決議で行えることとなりましたので、取締役の任期を 1 年に短縮するとともに、現任取締役任期に関する附則の追加および剰余金の配当についての基準日の設定等所要の改正を行うものであります(変更案第 19 条、第 28 条、第 29 条および附則)。  
その他会社法に定める文言、根拠条文の変更等その他必要に応じて所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容 別紙のとおりであります。

3. 日程 平成 18 年 6 月 27 日(火)に開催の当社定時株主総会で決議・決定いたします。

以 上

現行定款	改正案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (省 略) 第 3 条	第 1 条 (現行どおり) 第 3 条
(新 設)  ( 公 告 の 方 法 ) 第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	( 機 関 の 設 置 ) 第 4 条 当社は、株主総会、取締役のほか、 <u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u>
( 公 告 の 方 法 ) 第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	( 公 告 方 法 ) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
( 株 式 の 総 数 ) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、8,000万株とする。 <u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	( 発 行 可 能 株 式 総 数 ) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。
(新 設)  ( 自 己 株 式 の 取 得 ) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	( 株 券 の 発 行 ) 第 7 条 当社は、 <u>その株式に係る株券を発行する。</u>
( 1 単 元 の 株 式 の 数 お よ び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行 ) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は、 <u>1 単元の株式の数に満たない株式(単元未満株式という。以下同じ。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	( 削 除 )  ( 単 元 株 式 数 お よ び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行 ) 第 8 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 当社は、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>
( 株 式 取 扱 規 程 ) 第 8 条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	( 株 式 取 扱 規 程 ) 第 9 条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。

現行定款	改正案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこの取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>    (削除)    (削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主(実質株主を含む。以下同じ。)とみなす。</u>  <u>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>  <p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(開催時期)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時招集する。</u></p>	<p>(開催時期)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>

現行定款	改正案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条の定めによる株主総会の特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、<u>これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第16条 (省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第17条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>— 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>— 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>— (現行どおり)</p>

現行定款	改正案
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうちに最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>__ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>__ (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第21条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもつてこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第22条 (省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	改正案
<p>(選任)</p> <p>第23条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第23条 (削除)</p> <p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第24条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第24条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第26条 (省略)</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第27条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第28条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第27条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当決定機関)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p> <p><u>当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。</u></p>
<p>(利益配当)</p> <p>第29条 <u>当社の利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第29条 <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	改正案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第30条</u> 取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5による金銭の分配(中間配当)を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第31条</u> 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第30条</u> 配当金はその支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> 本定款第19条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月29日に選任されて現在在任している取締役の任期は、なお従前どおりとする。</p>

以上